

上下北小学校PTA規約

第 1 章 名称及び事務局

第 1 条 この会は上下北小学校PTAという。

第 2 条 この会の事務局は府中市上下町上下1881-1上下北小学校に置く。

第 2 章 目的及び活動

第 3 条 この会は保護者と教職員が協力して家庭と学校と社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第 4 条 この会は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。
(1) 保護者・教職員の資質向上のための研修活動
(2) 家庭と学校の緊密な連携により、児童の生活を向上させる活動
(3) 児童の生活習慣をよくするための活動
(4) 公教育費を充実させるための活動
(5) その他、目的達成のために必要な活動

第 3 章 方針

第 5 条 この会は民主的教育団体として、次の方針に従って活動する。
(1) 児童の教育や福祉のために活動する他団体や機関と協力する。
(2) 特定の政党や宗教に偏らず、また、公私の選挙候補者の推薦をしない。
(3) 学校の人事、その他の管理には干渉しない。

第 4 章 役員および委員

第 6 条 この会の役員は次の通りとする。但し、本部役員は、会長・副会長・事務局・会計・幹事とし、運営委員会役員は、前記本部役員に各部部長・副部長で構成する。
会長 1名、副会長 2名（内1名以上は女性）
事務局 2名（P 1名 T 1名）、会計 2名（P 1名 T 1名）
幹事 1名、会計監査 2名、部長 各部1名
副部長 各部1名、ただし、地域副部長及び学級副部長については2名

第 7 条 役員の仕事は次のとおりとする。
(1) 会長は、この会を代表し会務を総括する。
(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれらを代行する。
(3) 事務局は、会長・副会長を補佐し、各委員会・部会の連絡調整並びに事務処理にあたる。
(4) 会計は、この会の会計事務処理をする。
(5) 幹事は、主に事業の企画運営にあたる。
(6) 監査は、この会の会計監査にあたる。
(7) 部長は部事業を推進し、その活動を図る。
副部長は、部長を補佐し、部長が事故あるときには、これを代行する。

第 8 条 役員の任期は1年とする。但し再選を妨げない。

第 9 条 役員に欠員が生じた時は補充し、その任期は前任者の残任期間とする。その場合、補充者は会長が推薦し、総会または運営委員会において出席者の過半数に信任によって決定する。

- 第10条 本部役員及び運営委員会役員の選出方法は、次の通りとする。
- (1) 会長・副会長・幹事は、別に定める役員選出規定により推薦され、総会に出席した会員の過半数の信任によって決定する。
 - (2) 部長・副部長は、部員の互選による。
 - (3) 学級部長・学級副部長は学級代表の互選による。
 - (4) 事務局2名・会計2名はPTA会長が委嘱する。
 - (5) 会計監査2名については、総会において信任によって決定する。

第 5 章 組 織

- 第11条 この会の目的及び方針を達成するために、次の部・委員会を設けて事業を行う。
- (1) 研修・広報部会
 - ・会員の研修や教養に関する事項
 - ・会員及び地域住民に対する広報・意見交換に関する事項
 - ・その他、必要とする事項
 - (2) 厚生部会
 - ・会員、児童の健康増進に関する事項
 - ・会員相互の親睦に関する事項
 - ・その他、必要とする事項
 - (3) 地域部会
 - ・会員の意見を聴取し、この会の活動に協力する。
 - ・地域PTA活動の推進を図り、地域子ども会の指導にあたる。
 - ・その他、必要とする事項
 - (4) 学級部会
 - ・学級会員の研修に関する事項
 - ・学級行事に関する事項
 - ・学級会計の会計監査にあたる。
 - ・その他、必要とする事項

- 第12条 前条の各部役員の選出は、次の通りとする。
- (1) 前条の(1)(2)(3)(4)項の部は、会員の中より別に定める上下北小学校PTA役員選出規定により選出する。
 - (2) 前述の各部会部員に教職員若干名を加えるものとする。

第 6 章 会 員

- 第13条 この会は、次の者をもって組織する。
- (1) 上下北小学校に在籍する児童の保護者
 - (2) 上下北小学校教職員

第 7 章 会 計

- 第14条 この会の会費は、次のとおりである。
会費年額3,000円とし、2期(1,500円×2)または希望により一括で納める。
- 第15条 この会の運営は、会費・事業収入及びその他の収入をもってあてる。
- 第16条 この会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 8 章 会 議

- 第 17 条 会議は、総会（臨時総会）・本部役員会・運営委員会・部会とする。
- 第 18 条 総会は、会長が招集し、会員の過半数（委任状を含む）の参加をもって成立し、次の事項の決議及び承認を行う。また議事は出席者の過半数で決する。
- (1) この会の規約改正
 - (2) 事業報告及び決算承認
 - (3) 新年度事業計画及び当初予算の議決
 - (4) 役員の変更
 - (5) 総会の議長は、会員より選出するものとする。但し、副会長が行なうこともできる。
 - (6) その他、必要とする事項
- 第 19 条 臨時総会は、本部役員会が必要と認めた時、または、会員の3分の1以上の要求があった時、開催することができる。
- 第 20 条 本部役員会は、この会の重要な事項について協議するため、会長が招集し、次の業務を行う。
- (1) この会の行事計画原案作成に関する事
 - (2) 予算編成に関する事
 - (3) その他、緊急事項等に関する事
- 第 21 条 運営委員会は、会の主旨に応じて会長が関係役員を招集し、次の業務を行う。
- (1) この会の運営に関する諸活動の企画及び推進
 - (2) 更正予算、その他必要な事項等の決定
 - (3) 議長は、第18条(5)の規定を準用する。
- 第 22 条 各部会は、部長が招集し、各部の行事を企画し、その遂行にあたる。
- 第 23 条 会議の議決は、出席者の過半数の賛成によって決定する。
- 第 24 条 本 P T A の規約の施行に伴い、下記の内容において、別に規約細則・規定を設ける。細則・規定は総会において決定する。
- (1) この会の運営のために別に表彰推薦規定を定める。
 - (2) この会の運営のために別に慶弔規定を定める。
 - (3) この会の運営のために別に旅費規定を定める。
 - (4) この会の運営のために別に役員選出規定を定める。
- 附則 この規約は、平成 14（2002）年 4 月 30 日より施行
この規約は、平成 16（2004）年 4 月 23 日より施行
この規約は、平成 17（2005）年 2 月 8 日より施行
この規約は、平成 20（2008）年 4 月 19 日より施行
この規約は、平成 29（2017）年 1 月 24 日より施行
この規約は、令和 2（2020）年 5 月 7 日より施行
この規約は、令和 4（2022）年 4 月 24 日より施行

【組織図】

